

高野伸生委員 次に、送電施設等火災及び大規模停電に対する大阪市の危機管理について伺います。

資料の配付をお願いいたします。

東貴之委員長 高野委員より、質疑の参考に資するため資料の配付の申し出がありますので、これを許します。

高野伸生委員 10 月 19 日に読売新聞に出ておりました東京の送電ケーブルの火災事故を受けて、10 月 18 日に関西電力が送電線の緊急点検を始めたということでございます。

この東京での火災は、先月の 10 月 12 日、埼玉県新座市において、地下送電施設へ電力ケーブル火災が発生し、報道によりますとこの火災により東京都の豊島区や練馬区など 11 の区で合わせて 58 万戸余りが停電いたしました。その影響として、鉄道が一時運転見合わせ、また都内では約 200 カ所の交差点で信号機がショートするなど市民生活に大きな混乱を起こしたということです。

そこで、まず、消防局にお尋ねいたしますが、この東京電力の地下送電施設で発生した火災について、被害の状況や消防隊の活動状況、出火原因等についてわかる範囲でお答えいただきたいと思えます。

そして同時に、本市においても過去にこのような地下の送電施設が燃えるような火災が発生したことがあるのかどうか、あわせてお聞きいたします。

片山消防局警防部警防課長 お答えいたします。

委員御案内の火災につきましては、本年 10 月 12 日、埼玉県の新座市の東京電力保有の地下施設内において発生し、地下電力ケーブルが約 30 メートルにわたって焼損した火災でございます。

消防隊の消火活動では、黒煙と高熱で内部の様子が全く確認できない地下空間の中、消火薬剤を泡状にして放射する泡消火や、ドライアイスの大量投入など、あらゆる消火方法を試みながら、最終的な鎮火確認まで相当時間を要したと聞いております。

火災の発生原因につきましては、現在のところ、絶縁に油及び紙を用いた電力ケーブルから漏電して出火した可能性が高いと見て、詳しい出火原因や火が燃え広がった経緯などの調査が進められているところでございます。

なお、この火災による人的被害及び住家への被害は特に報告されておりませんが、当該火災を原因とする大規模な停電の影響により、東京都内においてエレベーターの閉じ込め事案が 7

件発生しております。

また、委員お問い合わせの本市における過去の類似火災の発生例といたしましては、平成 18 年 2 月、西成区花園北二丁目の国道 26 号線地下の共同溝工事現場において、溶断作業の火花が近くにあった断熱材に着火し、断熱材 10 メートル、電線 10 メートル、その他雑品等が焼損した火災がございましたが、この火災では工事中の共同溝ということで、停電等インフラへの影響もなく、人的被害、住家被害も特に発生しておりません。以上でございます。

高野伸生委員 本市においても 10 年前に国道 26 号線での共同溝でこういう電線が焼損するという火災が発生したということでありませう。

そこで、本市を初め大都市の地下空間では、電気、電話、水道、ガスなどのライフライン、そして、通電ケーブル、また送電線、重要なインフラ設備が洞道や共同溝の内部で網の目のように埋めつくされております。

この都市基盤の発展とともに、今後もさらにこういったことは整備されていくものと考えられますけれども、消防局において、こうした洞道や共同溝のうち、万一火災が発生した場合に、消火活動に重大な支障を及ぼすおそれのあるものを指定した上で、事前の届け出を受けていると聞いておりますが、具体的な届け出内容等、届け出数についてお伺いいたします。

酒井消防局予防部予防課長 お答えいたします。

消防局では、共同溝や人が出入りすることのできるその長さが 30 メートル以上の洞道を指定洞道等と指定した上で、これらの施設の内部に通信ケーブルや電力ケーブルなどのインフラ設備を敷設しようとする事業者に対しまして、大阪市火災予防条例に基づき、必要事項を消防長に届け出ることを義務づけております。

届け出内容につきましては、指定洞道等の経路や、出入り口の図面、火災に対する安全管理対策、通信ケーブル等の難燃措置に関することなどの事項を義務づけており、消防局では届け出時に必要に応じまして、届け出事業者に対し安全管理対策に係る指導を行うとともに、こうした洞道等の状況を把握するために、現地で施設の調査や視察などを実施し、火災発生時に効果的な活動ができるように備えております。

なお、当該条例に基づく市内の届け出済み状況でございますが、平成 28 年 10 月 1 日現在 103 件の届け出を受け付けているところでございます。以上でございます。

高野伸生委員 現在 103 件の届け出を受け付けているということですが、今回のような事故はまたいつ発生するかわかりませう。大阪市内の広範囲に停電が発生する可能性がある。これが一番やっかいでございます。

そこで、今回、東電で発生した事故と同型のケーブルが大阪市内で敷設されているのかどう

か、ここで確認しておきたいと思います。

また、仮に今回のような事故で大規模停電が発生した場合に、その復旧は関電のような事業者において行うこととなりますけれども、市民生活への影響を最小限にとどめる観点から、行政機関においても一定の責務があると思われませんが、どのように対処されていくのでしょうか、お伺いいたします。

辻本危機管理室住民保護企画担当課長 お答えいたします。

今回の事故を受けまして、現在、電力事業者でございます関西電力におきまして、東京電力で発生いたしました事故と型が同じ電力ケーブルのうち、防火基準が改正されます前に敷設されたものを対象に緊急点検が行われております。

大阪市内では、東京電力で発生いたしましたものと型が同じ電力ケーブルはないと聞いておるところでございます。

しかしながら、今回のような事故に限らず、電力需要の逼迫や突発的な事故、落雷などによりまして、大規模停電が発生し得ることは認識しておりまして、仮に本市域内に大規模停電が発生したときや、計画停電が実施された場合には、市民の方への生命や身体に被害が生じないことを最優先といたしまして、本市内部の役割や関係機関との連携体制を明確化、市民の方や事業者の方への迅速な情報提供、被害などの情報把握や対応の的確な実施など、危機事態に適切に対処するために、平成 25 年 6 月に計画停電等対応マニュアルを策定いたしますとともに、訓練を実施いたしまして、マニュアル内容の確認に努めているところでございます。

もし大規模停電によりまして相当規模の被害が発生するおそれがある場合、または発生した場合には、このマニュアルに基づきまして副市長をトップといたします大阪市災害対策緊急本部及び区災害対策緊急本部を設置いたしまして、全庁的に対処していくこととしております。

具体的には、この体制のもとでライフライン、インフラ、庁舎に関する状況や市民の方などの被害状況に関する情報の集約及びこれらの情報提供活動、また青色パトロールカーや同報系防災行政無線などによります停電の規模や場所などの停電に関する広報活動、さらには、地域との情報共有を図りますとともに、電力事業者でございます関西電力と連携いたしまして、市民の方などへの迅速な情報発信と被害への対応を行うこととしております。以上でございます。

高野伸生委員 やっぱりこの大規模停電の発生したときの対応ですね、今いろいろ説明がございましたけれども、災害対策緊急本部を設置するということでございますので、ぜひ迅速な緊密な連携ができるように、事業者ともよく連絡をとり合いながら、市民の安全・安心の確保に努めていっていただきたいということをお願いしてこの質疑を終わります。